

令和 7 年度第 19 回庁議提案

審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 6 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3365〕

① 件名

石巻市さくらねこ無料不妊手術チケット交付事業の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）を巡る問題は、糞尿被害や騒音等の生活環境被害に留まらず、不適切な給餌や住民間の価値観の相違に起因する対立など、多岐にわたる。野良猫は法的に「愛護動物」に位置付けられており、駆除目的の捕獲・処分が禁じられていることから、トラブルが長期化・複雑化する傾向にある。

こうした中、本市では「宮城県動物愛護管理推進計画」に基づき、不妊去勢手術の実施や適正な管理を行う「地域猫活動」の普及啓発を推進するとともに、県や関係団体との連携を図っている。

不妊去勢手術についてはボランティア団体等が中心的な役割を担っているが、活動資金の確保が大きな障壁となっている。このため、公益財団法人どうぶつ基金による「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用する団体が多数存在する。

近年、自治体が本事業の「行政枠」へ登録し、窓口となって無料チケットを交付・運用することで、民間団体との協働により繁殖抑制に取り組む事例が増えている。

【目的】

「地域猫活動」の普及啓発に取り組むボランティア団体等を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金による「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠により取得したチケットを活用し、ボランティア団体等に交付する事業を実施するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年 10 月策定、令和 2 年 4 月改正）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 10 月 第 1 回地域猫対策会議（市・地域猫ボランティア団体・社会福祉協議会で構成）
11 月 第 2 回地域猫対策会議

⑤ 主な内容

公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に行政枠として登録した上で、市内の地域猫活動をしている団体に、野良猫の不妊手術を無料で受けることができる「さくらねこ無料不妊手術チケット」を交付する。

交付枚数については、その月に財団から割り当てられた枚数による。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域猫活動の普及により、生活環境の改善が図られる。

【市財政への負担】

公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット」を活用するため、市財政への影響はない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内では、8団体（石巻保健所、大崎保健所、気仙沼保健所、塩釜保健所岩沼支所、仙南保健所、東松島市、利府町、大沢広陵地域包括支援センター）が、公益財団法人どうぶつ基金に行政枠として登録し、同様の事業を実施している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に登録
3月 石巻市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱の制定
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

⑨ その他